令和８年（フ）第３１７１号
東京都豊島区上池袋３丁目27―10―102
破産者　三ツ森夢高
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２６８号
東京都新宿区早稲田鶴巻町567―８、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区本町１丁目32番28号　マンションストーンミル906
破産者　グリーンフィールド合同会社
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３４８号
東京都文京区本駒込２丁目29番22号
破産者　株式会社日本医療総合研究所
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３５０号
東京都葛飾区東新小岩３丁目10番３号
破産者　株式会社ホリイ
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５０７号
東京都新宿区中井１丁目５－７　パルコートＦ　101
破産者　大塚由貴恵
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６６８号
東京都調布市入間町３丁目10―25　エンゼルハイム１－Ｂ
破産者　高柳　雅彦
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７１０号
東京都杉並区堀ノ内１丁目10－５－213
破産者　岡崎　英人
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７４９号
東京都新宿区西落合４丁目３―15―402
破産者　小峰　京子
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７５０号
東京都杉並区下井草３丁目16―７―205
破産者　塚原　　敦
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７９１号
東京都豊島区池袋本町３丁目16―１　第５扶桑ビル307
破産者　舩木　拓馬
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８０３号
東京都足立区足立２丁目23―10―104
破産者　倉光　　暁
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８２４号
東京都調布市染地３丁目１―109　ロ―10―404
破産者　万　乃瑜
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８３９号
東京都杉並区高円寺北４丁目３－５－105、開始決定時の住所東京都杉並区高円寺南４丁目34―７―103
破産者　高橋　真紀（旧姓大森）
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８７０号
東京都葛飾区新小岩３丁目７－６－301
破産者　松田　和仁
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８８１号
東京都品川区二葉１丁目14―13―102
破産者　皆見　淳一
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８９９号
東京都足立区中川３丁目５－８　スカイピア亀有Ｂ棟101
破産者　矢野　智美
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９０３号
埼玉県新座市新堀３丁目３―36
破産者　村岡　泰樹
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９１２号
東京都中央区日本橋小舟町９―10―301
破産者　川添　智道
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９１３号
東京都江戸川区小松川１丁目２－３―2507
破産者　石原ニック（旧名石原尚城）
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９５０号
東京都墨田区両国１丁目18―２―602
破産者　余村　奏美
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９５４号
東京都三鷹市上連雀６丁目24―25―104
破産者　佐藤　研吾
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部